令和８年（フ）第２７２号
北海道旭川市永山２条20丁目４番14号　ハイツゴールデンウェー　101
債務者　吉田　潮音
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７３号
北海道旭川市10条通14丁目24番地の515
10・14コーポＡ101
債務者　米田　浩子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５１２号
堺市東区高松122番地　大阪府営高松団地14棟206号
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
堺市東区菩提町２－７－２、住民票上の住所堺市東区菩提町３丁39番地２
債務者　坂下　英弘
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５７号
堺市中区土師町２丁５番21号
債務者　鎌倉　和美（旧姓西岡）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６１号
大阪府藤井寺市岡１丁目８番15―1303号
債務者　坂元奈津子（旧姓安福）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８６号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　大阪府営浅香山住宅２棟101号
債務者　奥井みり子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４２号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―102号
債務者　松井　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４４号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁１番７―201号
債務者　今澤　俊太
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４６号
堺市堺区七道西町12番地８　２―110号
債務者　久保善一郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５４号
堺市北区新金岡町１丁２番２―206号
債務者　上田　純子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８８７号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目13番12号
債務者　至田　又久
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８９５号
堺市西区浜寺石津町中１丁７番42号　若松荘203号、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西１丁35番地８　ピュール絆307号
債務者　西口　正司
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９０５号
堺市南区桃山台３丁２番４―210号
債務者　谷口　明美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１４号
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁２番13号　山本文化２Ｆ
債務者　藤永　正子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３３号
大阪府藤井寺市大井４丁目８番13号
債務者　松尾　由紀（旧姓川上）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３７号
大阪府富田林市清水町３番９―504号、前住所大阪府富田林市錦織南一丁目13番11号(205)
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係